

「ご存じですか? 住民税の仕組み」

・住民税とは

住民税は、道民税と町民税の合算したものをいいます。

・住民税のあらまし

住民税は、均等割と所得割から成り立っています。

均等割は、道民税1000円、町民税3000円と定められています(標準税率)。

所得割は、次のような方法で計算されます。

(所得金額-所得控除額)×税率-税額控除額=所得割額

・税率

住民税の税率は所得の額にかかわらず、一律、道民税4%、町民税6%です。

・住民税は「地域社会の会費」 - 所得税との比較

住民税は、住民の方々にとって身近な仕事の費用をまかなうための税金であるため、それぞれの負担 能力に応じて分担しあうという性格から、所得税よりも広い範囲の方々に負担を求める仕組みとなって います。

所得控除		人的控除額の差	所得税	住民税
障害者控除	普通	1 万円	2 7 万円	2 6 万円
	特別	10万円	40万円	3 0 万円
寡婦控除	一般	1万円	2 7 万円	2 6 万円
	特例計算	4万円	8万円	4万円
寡夫控除		1万円	2 7 万円	2 6 万円
勤労学生控除		1 万円	2 7 万円	2 6 万円
配偶者控除	一般	5万円	3 8 万円	3 3 万円
	老人	10万円	48万円	3 8 万円
扶養控除	一般	5万円	3 8 万円	3 3 万円
	特定	18万円	6 3 万円	4 5 万円
	老人	10万円	48万円	3 8 万円
	同居老人	13万円	5 8 万円	4 5 万円
同居特別障害者加算		12万円	3 5 万円	2 3 万円
配偶者 特別控除	38万円超40万円未満	5 万円	38万円	3 3 万円
	40万円以上45万円未満	3万円	3 6 万円	3 3 万円
基礎控除		5 万円	3 8 万円	3 3 万円

このように、控除額が所得税にくらべ低く定められています。

詳しくは・・・日高町役場税務課課税グループ(TeLO1456-2-6184) 日高総合支所地域振興課総務・税務グループ(TeLO1457-6-2001)

わんきん



情報便

「国民年金の免除制度について」

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、 万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。国民年金の保険料は月額 14,660円(平成21年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きに より保険料の納付が免除または一部納付(一部免除)となる制度があります。

保険料の免除制度は、

・「全額免除制度」 → 全額が免除

・「半額納付制度」 → 2分の1を納付(残りの2分の1が免除)

・「4分の1納付制度」 → 4分の1を納付(残りの4分の3が免除)

・「4分の3納付制度」 → 4分の3を納付(残りの4分の1が免除)

全額免除制度と3段階の一部納付制度になります。

一部納付する場合の月々の保険料額(平成21年度)は、次のとおりです。

・4分の1納付 → 3,670円

・2分の1納付 → 7,330円

・4分の3納付 → 11,000円

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人・配偶者・世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。国民年金(基礎年金)の給付の3分の1(将来は2分の1)は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、将来の老齢基礎年金の計算のときに国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

また、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格要件にも算入されます。

ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

このほか、納付が猶予される制度として、以下のものがあります。

- ・「若年者納付猶予制度」 → 30歳未満の方の保険料納付が猶予(所得審査あり)
- ・「学生納付特例制度」 → 学生の方の保険料納付が猶予(所得審査あり)

免除または猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に納付することができ、通常期間に納付したのと同じ扱いになります。

この場合、3年目以降から、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

未納期間については、免除期間と違って、2年前までしかさかのぼって保険料を納められません。

<お問い合せ先>

日高町役場住民課住民・年金グループ

TEL 0 1 4 5 6 - 2 - 6 1 8 2

日高総合支所住民生活課住民・福祉グループ

TEL 0 1 4 5 7 - 6 - 3 1 7 3

苫小牧社会保険事務所

TEL 0 1 4 4 - 3 6 - 6 1 3 5

基礎年金の国庫負担割合が2分の1に増えました!

- 経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除制度があります。 今回の国庫負担割合の増加により、保険料の免除期間についての将来の年金額が増額されました。
- 保険料の免除制度・手続きについては、ねんきんダイヤル(0570-05-1165)又はお近くの社会保険事務所に ご相談ください。